

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参考範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であつて、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	3月3日 (水)	午後1時から午後4時まで	千曲会場	北信
	3月10日 (水)		飯田会場	南信

生活保安課

正

誤

平成16年1月26日付け長野県告示第36号「解除予定保安林」中

ページ 節所

誤

正

3 告示文中 1 解除に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町大字平穂字東館7149の16

1 解除に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町大字平穂字東館7149の16（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び下高井郡山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）